

## 宮城県「看護の日」知事表彰事務取扱要綱

(趣旨)

第1 多年にわたり看護の分野において県民の保健福祉の増進に寄与した個人及び団体の功績が顕著な者及び県民の範となる者を「看護の日」に表彰し、高齢化社会を支える県民の意識高揚を図るものである。

(表彰の基準)

第2 褒状を授与して行う基準は、次のとおりとする。

当該年の3月31日現在において50歳以上の者で、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下、「看護職員」という。）として別表に掲げる従事年数を満たし、20年以上県内に就業しており、看護職員としてのそれぞれの業務に熱意を有し、就業態度が他の模範と認められる者

(1) 保健師

地域社会における保健衛生の向上と発展に尽力し、また、看護職員の指導育成について功績顕著と認められる者

(2) 助産師

母子保健の向上と発展に尽力し、また、看護職員の指導育成について功績顕著と認められる者

(3) 看護師、准看護師

看護業務の向上と発展に尽力し、また、看護職員の指導育成について功績顕著と認められる者

2 感謝状を贈呈して行う基準は、次のとおりとする。

(1) 看護職員の教育に15年以上継続して従事した者（看護師等養成所に勤務している看護職員を除く）

(2) 在宅看護の質の向上につながるような看護・介護用具及び自助具並びに看護方法を創意工夫した者

(3) 在宅療養支援体制を整備し、活動している市町村又は団体等

3 前2項の基準から、次の者を除くものとする。

イ 叙勲、褒章を受けたことのある者

ロ 厚生労働大臣の表彰を受けたことのある者（永年勤続表彰は除く。）

ハ 知事の表彰状を授与されたことのある者（永年勤続表彰は除く。）

(表彰者数)

第3 表彰者数は、15人以内とする。

(表彰の内申)

第4 表彰の内申は、原則として、管轄保健所を経由し保健福祉部長に行うものとする。

2 前項の内申に当たっては、それぞれ各号に定める調書を添付するものとする。

(1)褒状を授与して行う表彰

受賞候補者功績調書（看護功労者）（様式第1号）

(2)感謝状を贈呈して行う表彰

イ 第2第2項第1号に該当する表彰

受賞候補者功績調書（看護教育功労者）（様式第2号）

ロ 第2第2項第2号に該当する表彰

受賞候補者功績調書（在宅看護技術等を創意工夫した者）（様式第3号）

ハ 第2第2項第3号に該当する表彰

受賞候補者功績調書（在宅療養支援体制整備市町村・団体）（様式第4号）

第5 表彰者は、県の各保健所及び仙台市からの推薦順位を考慮し、別に定める「宮城県「看護の日」知事表彰選考会議」において決定する。

附 則

この要綱は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

別表（第2第1項関係）

就 業 場 所 等	従 事 年 数
1 ハンセン病療養所	20年以上
2 精神病院及び精神科病棟	
3 へき地・離島	
4 1から3以外	25年以上

注1 へき地とは、診療圏内に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第2条に該当する地区を含む程度の地域をいう。

注2 複数の「就業場所等」に従事した経歴がある場合は、その比率をもって換算加算することができる。